

本件事故当時、高崎市において牛肉の卸売業を営んでいた申立人が、放射性物質に汚染された稲わらの流通により風評被害を被ったとして、営業損害の損害賠償を求めた事例。

## 全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、第2項の損害項目（同項の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、下記記載の損害項目及び期間についての和解金として、合計金5,500,287円の支払義務のあることを認める。

損害項目 営業損害及び弁護士費用 5,500,287円

期 間 自 平成23年3月11日 至 和解締結日

### 第3 支払方法

(省略)

### 第4 清算

第2項に掲げる損害項目(ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年9月21日

(仲介委員 土屋 信)